

「75 歳以上の「組合員」は 組合員資格を継続」できます

平成 20 年 4 月 1 日から、「後期高齢者医療制度」がスタートし、75 歳以上の方は全員「後期高齢者医療制度」被保険者となりますが、国保組合の組合員だけは、被保険者資格はないものの「組合員資格を継続」することができます。

75 歳以上の組合員が組合員資格を継続する場合

- 保険料を納付していただく必要があります。(額は現在検討中です。)
- 保健事業が利用できます。(利用できる保健事業は現在検討中です。)

組合員資格を「継続する・継続しない」は、基本的には本人の自由意志によりますが、次に該当する方は特に「組合員資格を継続する」ことをお考えください。

- 75 歳未満の家族の家族がいる。
(組合員資格を継続しない場合、家族は市町村国保に加入することになります。)
- 従業員を雇用している。
(第 1 種組合員が組合員資格を継続しない場合、その診療所に第 1 種組合員がいないことになるので、第 2 種組合員もその家族も被保険者資格を喪失し、市町村国保に加入することになります。)
- 「法人」または「従業員 5 人以上の個人診療所」である。
(第 1 種組合員が組合員資格を継続しないと国保組合に残れないので、その診療所ごと社会保険に加入することになり、事業主負担が大幅に増えることになります。)

すでに 75 歳以上の組合員の方には今後、組合員資格の継続について確認させていただきますが、特に、組合員資格を継続しないと家族や従業員に支障が及ぶ場合は、あらかじめ組合員資格継続届を同封するなどして、安心して国保組合の被保険者でいられるように考えております。